

本来であれば議員倫理調査特別委員会の報告に基づき、本年三月市議会定例会の議決により議員辞職勧告決議が行われるところでありましたが、深澤議員は旧湯津上村及び旧黒羽町と合併し新生大田原市が誕生した後の議員であり諸事不案内や前途洋々なこと等々、議長の発意を議員らが理解し、議員倫理条例第九条の規定に基づいて議長が措置することにより、同議員は「自身が起こした社会正義に反する不祥事及び法律違反行為等々」について正当な釈明及び謝罪等々を行い、公人、市議会議員としての説明責任を果たすことが出来るよう配慮して貰ったにも拘らず、議長が措置した「平成二十一年第四回大田原市議会定例会最終日閉会後の議場において、自身が起こした不祥事及び法律違反行為等々」について正当な釈明及び謝罪等々」は行いませんでした。

悲しいことではありますが、深澤議員は、議会公務において法律違反行為を繰り返している自治法第百条第三項及び第七項違反が認定されたことにより議員資格が否認されるほか、現職市議会議員が市重要施策について虚偽を周知して市政を混乱させ、その原因を市職員に転嫁しようとしたことについては議員身分を失う社会正義の重大さを自覚しておらず、もはや議会においては、深澤議員の議員身分を擁護する手段はありません。

自身が起こした議員倫理条例や自治法の規定に反する言動について、正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、説明責任の果たせない公人、市議会議員はその職に在ることは出来ません。

残念ながら深澤議員は、崇高な議員倫理を定めた議員倫理条例を順守しなければならぬ大田原市議会議員として体を成しておりません。

よって、本市議会は、深澤議員の道義的、政治的責任を明確にし、議会の権威と議員の品位を守り、市民及び市当局の議会への信頼を回復するため、議員倫理条例及び自治法の規定に反する行為を行った深澤議員の議員辞職を勧告します。

右決議する。

平成二十一年七月十五日

大田原市議会



小野寺尚武議員に対する辞職勧告決議について

議員案第六号

小野寺尚武議員に対する辞職勧告決議を別紙のとおり提出する。

平成二十一年七月十五日提出

提出者

大田原市議会議員

五十嵐 孝夫

賛成者

大田原市議会議員

- 益子 岩夫
- 小池 利雄
- 増野 寛江
- 高野 礼子
- 黒澤 昭治
- 小西 久美子
- 高崎 和夫
- 井上 泰弘
- 鈴木 徳雄
- 花塚 直孝
- 森塚 泰久
- 引地 達雄
- 八木 英子
- 藤田 紀夫
- 篠崎 博
- 印南 久雄
- 小池 清一
- 小林 正勝
- 小南 好男
- 中川 雅之
- 前田 万作
- 前田 雄一郎
- 柳田 崇夫

小野寺尚武議員は、大田原市議会議員を辞職すべきであります。

小野寺議員は、自身が起こした事件に起因し行われた議会公務において法律違反行為を繰り返している、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」といいます。）第百条第三項及び第七項に違反する行為が認定されたことにより議員身分を失う議員資格が糾弾されたほか、自身が起こした社会正義に反する事件及び法律違反行為等々について正当な釈明及び謝罪等々が出来ず、厳粛な市民の信託を受けた公人、市議会議員としての説明責任を果たせないことと思いを致し、潔く大田原市議会議員を辞職しなければなりません。

小野寺議員は、交通安全運転義務違反（車検切れ、保険未加入）状態の自家用車を運転し、交通事故しかも人身事故を起こしたという、直ちに市議会議員を辞さなければならぬ社会正義に反する事件を引き起こしたのであり、議会の調査では、同議員は事件を提起した市民に対し飲酒運転の疑念を抱かせたほか、交通安全運転義務違反状態の自家用車を運転し、人身事故

を起こした交通事故の状況を同議員本人が告白した事実が認定されており、物的証拠等々により事件の実態を丁寧に調べた議会の調査において小野寺議員は、事件の真相について正当な釈明等々が行えず、普通の社会人より数段上の理念を持つて社会正義を貫かなければならぬ公人として、市議会議員失格の姿を露呈したのであります。

小野寺議員自身が金銭の貸借に絡んで交通事故を起こしたことを告白したことにより市民から道路交通法違反容疑事件が提起されましたが、同議員が議会を巻き込む騒動となってしまうたことを真摯に反省し、事件の真相について正当な釈明等々を行うことにより解決しないことから、議会においては断腸の思いで調査を行わなければなりません。

小野寺議員は市民から提起されたほかに、議会の調査の過程で新たに自身が告白した事件とともに二件の道路交通法違反容疑事件について議員有志から告発され大田原警察署の取り調べを受け、事件は宇都宮地方検察庁大田原支部へ送検されました。小野寺議員は議会に対して警察、司法当局の取り調べ状況を開示